八街市農業経営開始資金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年１０月２８日

八　街　市　長　　北　村　　新　司

八街市告示第３５０号

八街市農業経営開始資金交付要綱の一部を改正する告示

八街市農業経営開始資金交付要綱（令和６年告示第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「農地の所有権又は利用権（農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第１項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号。以下「令和４年改正法」という。）附則第５条に基づく公告があったもの、令和４年改正法附則第９条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条に基づく公告があったもの、都市農地の賃借の円滑化に関する法律（平成３０年法律第６８号）第４条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受託契約を締結したものをいう。）を青年就農者が有しており、当該農地が原則として市内に存在すること」を「青年就農者が農地の所有権若しくは利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。）を有している、又は農地の所有者等との間で締結した特定作業受委託契約によって作業の委託を受けており、当該農地が原則として市内に存在すること」に改め、同条第６号中「位置づけられている」を「位置付けられている」に、「あるいは」を「又は」に改め、「農地中間管理機構」の次に「（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第２条第４項に規定する農地中間管理機構をいう。）」を加え、同条第７号イ中「雇用就農資金」の次に「、雇用就農緊急対策実施要綱（令和６年１２月２５日付け６経営第１７６５号農林水産事務次官依命通知）

の別記４雇用就農緊急支援資金」を加え、同号ウ中「助成金又は」の次に「経営継承・発展等支援事業実施要綱の廃止について（令和８年３月３１日付け７経営第２９９０号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の」を加え、同号に次のように加える。

オ　地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和８年１月２３日付け７経営第２０８１号農林水産事務次官依命通知）の別記１地域農業構造転換支援事業又は別記２新規就農者チャレンジ事業による補助金の交付を現に受けていないこと。

第２条第１１号中「令和４年」を「事業実施年度の３年前の年度の」に改める。

第３条第１号中「当たり１２万５千円（１年につき１５０万円）とする」を「当たり１３万７千５００円（１年につき１６５万円）とする」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、交付対象者が令和７年度以前に農業経営を開始している場合、令和７年度以前の農業経営に係る交付金額については、１月につき１人あたり１２万５千円とする。

第８条第３項中「令和５年」を「事業実施年度の前年度の」に改める。

第１３条第２項中「環境負荷低減」を「「みどりチェック」」に改める。

第１６条第５号エ中「年間１５０日未満かつ」の次に「おおむね」を加え、「１，２００」を「１，５００」に改める。

別記様式第１号を次のように改める。

別記

様式第１号（第２条第４号）

経 営 開 始 資 金 申 請 追 加 資 料

年　　月　　日

八街市長　　様

住 所：

［申請者］

氏 名：

（生年月日：　　年　　月　　日：　　歳）

八街市農業経営開始資金交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて＊2）誓約します。

１　メールアドレス

２　農業を始めようと思った理由

３　「目標地図」への位置付け等

集落又は地域名等		□位置付けられている　□位置付けられる見込み
□農地中間管理機構から農地を借り受けている		

４　交付期間（経営開始資金）

年　　月　～　　年　　月

５　過去の研修等の経験（農業次世代人材投資事業（準備型）又は就農準備資金交付期間）

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

6　その他

園芸施設共済等への加入 （園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	□　加入している又は 　　加入予定（　　月） □　加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	□　給付等を受けている □　給付等を受けていない
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業、経営発展支援事業、令和４年度補正初期投資促進事業、初期投資促進事業等による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	□　交付を受けている又は受けたことがある □　交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得＊1	万円

前年の世帯全体の所得が６００万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）

※八街市記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（□有　□無） 【所見】

7　保証人＊2

住所 氏名	㊞
住所 氏名	㊞

添付書類

別添１：収支計画
別添２：履歴書
別添３：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
別添４：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

別添５：経営を継承する場合は、従事していた期間が５年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）
別添６：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
別添７：通帳・帳簿の写し
別添８：前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が６００万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。
別添９：誓約書（暴力団排除）
別添１０：身分を証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）
別添１１：個人情報の取扱同意書
別添１２：「みどりチェック」チェックシート

＊１　「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第２９２条第１項第１３号に定める「合計所得金額」。
＊２　保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

別添１

収 支 計 画

＊既に農業経営を開始している場合は実績を記載

			経営開始				
			１年目 （　年　月～ 年　月）	２年目 （　年　月～ 年　月）	３年目 （　年　月～ 年　月）	４年目 （　年　月～ 年　月）	５年目 （　年　月～ 年　月）
農業収入	○○（作目）	経営規模					
		生産量					
		売上高（円）					
		経営規模					
		生産量					
		売上高（円）					
		経営規模					
		生産量					
		売上高（円）					
	その他						
経営開始資金（円）※							
収入計（円）①（資金を除く）							

		経営開始				
		１年目 （　年　月～ 年　月）	２年目 （　年　月～ 年　月）	３年目 （　年　月～ 年　月）	４年目 （　年　月～ 年　月）	５年目 （　年　月～ 年　月）
農業経営費（円）	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支 出 計（円）　②						
【参考】設備投資（内容、金額）						

所得計（円）　①－②					

※ 夫婦共同経営の場合は 150 万円の 1.5 倍。

別添２

履　歴　書

１．氏名等

(ふりがな)					
住　所	〒□□□－□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□－□□□□				
(ふりがな)		生　年　月　日	年 齢	性別	電　話　番　号
氏　　名		年　月　日		1.男 2.女	

２．家族構成

氏　　名	続 柄	生　年　月　日	住　　所

３．学歴等

	年	月	学歴・職歴（各別に記入）			
履						
歴				年	月	免許・資格

別添９

誓　約　書

年　　月　　日

八街市長　　様

［申請者］　住　　所：

フリガナ：

氏　　名：　　印

生年月日：　　年　　月　　日

補助金の交付を申請した事業を行う者が八街市農業経営開始資金交付要綱第２条第１２号アからウまでのいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、交付主体が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、計画の承認を受けられないこと、資金の交付を受けられないこと又は資金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

（注）本人の自署とする場合は、押印不要であるが、本人確認書類の写しを添付すること。

別添１１

八街市長　　様

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

経営開始資金に係る個人情報の取扱いについて

八街市は、経営開始資金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関	国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、市町村、千葉県農業経営・就農支援センター、千葉県農業会議、農業共済組合、認定研修機関

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年　　月　　日

（法人・組織名）

氏名

別記様式第６号を次のように改める。

様式第６号（第１３条第１項）

就農状況報告（独立・自営就農）
経営開始　年目（　～　月分）

年　　月　　日

八街市長　　様

氏名

八街市農業経営開始資金交付要綱第１３条第１項の規定に基づき就農状況報告を提出します。

１．　独立・自営就農時期

年　　月　　日就農

２．農業経営力の向上に資する研修状況※について
（どちらかにチェックする。）
※第１３条第３項に規定する農業経営力の向上に資する研修

	修了済み
	研修名：
	修了予定

３．営農実績報告

作物・部門名	作付面積（ａ）・飼養頭数等
合　計	

	氏　　名	年齢	交付対象者・交付対象者との続柄（法人経営にあたっては役職）	年間の農業従事日数※	担当業務
農業経営の構成（交付対象者本人・家族労働力）			本人		

雇用労働力	（人・日※）

※１日の農業従事時間を８時間で換算

4．経営規模の報告

経営耕地	区分		面積（ａ）	
	所有地			
	借入地			
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績（作業受託面積等）	
	単純計			
	換算後			

※　「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載

「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

5．前年の世帯全体の所得（資金含む）＊1

万円

前年の世帯全体の所得が６００万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）
※八街市　記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（□有　□無） 【所見】

6．農業経営基盤強化準備金（※）どちらかにチェックする

	積み立てている
	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

7．地域のサポート体制について

	専属担当者 （経営・技術）	専属担当者 （営農資金）	専属担当者 （農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

8．報告対象期間における千葉県主催の新規就農者等交流会への参加について
（どちらかにチェックする。）

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 （対象者、実施内容など）	

9．農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

	加入している
	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	

１０．計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組
（青年等就農計画並びに別紙第１号様式別添１の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。

計画達成に向けた課題	改善策 （課題解決に向けた改善策を具体的に記入）	改善策の取組状況等 （改善策の取組状況や結果、課題の解決状況を具体的に記入）

添付書類

別添　１．作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）※２
２．決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し
（７月の報告の際のみ添付する。）
３．通帳及び帳簿の写し※３
４．農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類※３
（変更がない場合、２回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。）
５．農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し※４
６．前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が６００万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付※５
７．「みどりチェック」のチェックシート（原則、１月の報告の際のみ添付する。）※６

※１　７月の報告の際のみ記入する。（資金を除く）
※２　就農準備資金又は就農準備支援事業の研修終了後については、就農後、交付期間の１．５倍（県実施要領第５の１の（２）なお書きにより海外研修を実施した場合は５年間）又は２年間のいずれか長い期間の報告の際に添付する。
※３　親元就農した者が当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は、当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる場合の１回目の報告の際のみ添付する就農報告で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる）。
※４　就農準備資金又は就農準備支援事業の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。
※５　経営開始資金の交付期間の７月の報告の際のみ添付する。
※６　経営開始資金の交付期間の１月の報告の際のみ添付する。

別添１

作業日誌

	作　業　内　容	作業時間
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
	合　計	

※　上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦型や複数の新規就農者が新たに立ち上げた農業法人の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

別添２

決算書（（経営開始　年目：　　年　　月～　　年　　月））

			計画※ 経営開始○年目 a	実績 b	実績／計画 b ／ a
農業収入	）	経営規模			
		生産量			
		売上高（円）			
		経営規模			
		生産量			
		売上高（円）			
		経営規模			
		生産量			
		売上高（円）			
	その他				
経営開始資金（円）					
収入計（円）　①（資金を除く）					
収入計（円）　②（資金を含む）					

		計画※ 経営開始○年目 a	実績 b	実績／計画 b ／ a
農業経営費（円）	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支 出 計（円）　③				
【参考】設備投資（内容、金額）				
農業所得計（円）　④ ＝ ①－③				
農外所得（円）⑤		総所得（資金含む）（円） ② － ③ ＋ ⑤		

※計画欄には、別紙様式第２号の別添１の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。